

堺市障害者雇用貢献企業認定制度概要

「堺市障害者雇用貢献企業認定制度」とは

堺市では、市内中小企業における障害者雇用を促進し経営の安定を図るため、本市が独自に定める基準を満たし障害者雇用に積極的に取り組む企業を認定し、企業情報の発信や奨励金の交付などで支援します。

「堺市障害者雇用貢献企業」を応援します

堺市障害者雇用貢献企業に認定されると、次の支援を受けることができます。

●堺市ホームページ等広報媒体を活用した企業情報の発信

●堺市の建物清掃業務等の総合評価一般競争入札における障害者雇用貢献企業への加算

●堺市中小企業活力強化資金融資（有担保）の金利優遇

当該融資は利用にあたり、本来負担が必要な保証料の負担は原則必要ありません（堺市が負担します。）

●障害者雇用管理に係る情報提供
障害者の雇用管理に関連するセミナー等への参加案内など

●奨励金の交付

◇30万円（以下①または②のいずれかに該当する場合）

- ①新規雇用創出企業として認定され、常用障害者雇用人数が前年度と同数以上であること（裏面参照）
- ②国の障害者雇用の調整金支給を受けておらず、常用障害者雇用人数が前年度より上回っていること

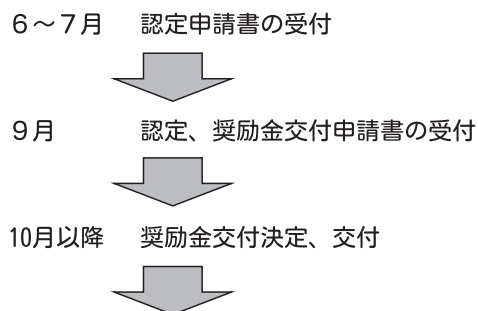
◇15万円

- ・国の障害者雇用の調整金支給を受け、常用障害者雇用人数が前年度より上回っていること

◇10万円（以下①または②のいずれかに該当する場合）

- ①前年度の常用障害者人数を維持（同数以上）しており、新規雇用障害者（雇入れから5年未満の障害者をいう）が1年以上継続して雇用されていること
※同一新規雇用障害者については3回を限度とする
- ②前年度の常用障害者人数を維持（同数以上）しており、10年以上継続して雇用されている障害者がいること
※1企業につき該当年度の1回限りとする

【事業スケジュール(予定)】



※認定の有効期間は認定日から1年間です。

【認定対象から除外されるケース】

- ☐ 過去1年以内に事業主が事業に関連して法令違反したことにより、認定することが適切でないと認められる場合
- ☐ 風俗営業法に規定する風俗営業またはこれらに類似する業種
- ☐ 暴力団、その他の反社会的団体またはこれに関連する場合
- ☐ 国、地方公共団体が出資、出捐した法人や、一般就労の前段階として雇用により訓練の場を提供する法人（一般就労として雇用されている障害者がいる場合を除く。）など本制度の趣旨に合致しない法人等
- ☐ その他、過去1年以内に本市受託業務に関し不正または不誠実な行為により入札参加停止、入札参加回避等の行政処分を受けるなど市長が認定にふさわしくないと認める場合
- ☐ 障害者雇用促進法に規定する障害者雇用率の特例の認定に係る子会社等について、その親事業主等の雇用する障害者の数が法定雇用障害者数に満たない場合

「堺市障害者雇用貢献企業」となるためには

堺市内に本社のある従業員300人以下の法人または個人であって、次のいずれかに適合する企業等は、堺市障害者雇用貢献企業として堺市長の認定を受けることができます。ただし、従業員40.0人以上の法人等については、認定基準日(各年6月1日)において雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である必要があります。

中小企業基本法上の中小企業に加え、社会福祉法人、医療法人、NPO等も含まれます。
※本市基準の雇用障害者は、自社で人事労務管理や業務管理を行っている障害者をいう。

障害者雇用促進貢献企業

認定基準日において、本市基準により算出した障害者雇用貢献率が5.0%以上(算出方法は右記を参照)の市内中小企業等。

(ただし、従業員20.0人を超え40.0人未満の場合は、障害者雇用人数2人以上であること。従業員20.0人以下の場合は、障害者雇用人数が1人以上であることが要件となります。)

注1：障害者雇用人数については、本市基準による雇用障害者数の算定方式(表1)のとおり。

注2：国基準で除外率が設定される業種は、同じ除外率を適用する。

注3：雇用されている障害者のうち、親族(3親等以内)は算定の対象外とする。

新規雇用創出企業

新事業展開、新規創業、子会社・協同組合の設立など、新たな取組みを通じて新規に障害者雇用人数2人以上を雇用する市内中小企業等。

注1：障害者雇用人数については、本市基準による雇用障害者数の算定方式(表1)のとおり。

注2：本項目による認定は、対象となる事項について該当年度1回限り。

障害者就労支援機関連携企業

堺市障害者就業・生活支援センター、市内就労移行支援事業所、公益財団法人堺市就労支援協会及び本市が認める同様の目的を持った機関の利用者であった者を雇用し、雇用期間が2年を超える者が在籍する市内中小企業等。

注1：本項目による認定は、対象となる労働者について該当年度1回限り。

精神障害者新規雇用企業

認定基準日前1年間に、国基準に該当する精神障害者を新たに雇用した市内中小企業等。

《本市基準による雇用障害者数の算定方式(表1)》

		国 基 準			本 市 基 準			
		週30時間以上の常用労働者	常用労働者であって、週20時間以上30時間未満の短時間労働者	常用労働者であって、週10時間以上20時間未満の特定短時間労働者	様々な方法で幅広く障害者雇用を促進するため、国基準を満たさない場合も算定。			
					①常用労働者であって勤務実績があり、週の勤務時間が10時間以上20時間未満の短時間労働者	②常用労働者であって勤務実績があり、週の勤務時間が10時間未満の短時間労働者	③国の常用労働者の基準を満たさない雇用期間の労働者(最低2か月以上)	④堺市内障害者就労施設等及び障害者を雇用している法人又は個人との継続的な取引又は出資※1
身体障害者	通常	○	△	—	△	—	△(延べ1年で換算)	△
	重度	◎	○	△	○	△	○(同上)	
知的障害者	通常	○	△	—	△	—	△(同上)	
	重度	◎	○	△	○	△	○(同上)	
精神障害者		○	○	△	△	—	△(同上)	

注1：○は1人として算定、◎は2人として算定、△は0.5人として算定。

労働者とは、雇用保険の被保険者であること。ただし、雇用保険の適用除外に該当する労働者を除く。

注2：※1の取引又は出資については、2件を限度とする。

堺市障害者雇用貢献率の算出方法

国基準による労働者の条件を満たす雇用障害者と本市基準による短時間や短期労働者等の条件をみたす雇用障害者の合計(算定人数)を、国基準による短時間労働者と本市基準による短時間労働者等(取引等企業に基づく項目及び、週10時間未満の短時間労働者は除く。)の合計人数に0.5を乗じて得た数に、国基準による常用労働者(週30時間以上)を加えた合計で除した率。

【具体例】

製造業(除外率なし) A社の場合の障害者雇用貢献率の算定式

(令和6年6月2日～令和7年6月1日の雇用状況は以下のとおり)

◇正社員 100人(うち障害者2人)

◆週15時間勤務のパート社員 2人(うち障害者2人)

◇週25時間勤務のパート社員 10人(うち障害者2人)

◆3か月雇用のアルバイト 12人(うち障害者7人)

◆1年間工場内の清掃を障害者就労施設へ委託(月額3万円)

常用雇用 障害者数 (算定人数) 2人	+	国基準の短時 間雇用障害者 数(算定人数) 2人×0.5	+	堺市基準の短時間雇用障害者数(算定人数)		
				[短時間パート]	[短期アルバイト]	[取引]
				[(2人×0.5) + (7人×3か月÷12か月×0.5) + (1件×0.5)]		
×100						
常用労働者数 (週30H以上) 100人	+	国基準の短時 間労働者数 10人	+	堺市基準の短 時間労働者数 2人	+	国の常用労働者の基準を満たさない 雇用期間の労働者数 12人×3か月÷12か月=3人
						×0.5
= 5.0(%) ※小数点第2位以下切り捨て						

≪ 奨励金内容一覧(表2) ≫

企業区分	(1)新規雇用創出企業として認定され、常用障害者雇用人数が前年度の基準日と同数以上である雇用貢献企業	(2)基準日における常用障害者雇用人数が前年度の基準日より上回っており、法第50条第1項に規定する障害者雇用調整金を受給していない雇用貢献企業	(3)基準日における常用障害者雇用人数が前年度の基準日より上回っており、法第50条第1項に規定する障害者雇用調整金を受給している雇用貢献企業	(4)基準日における常用障害者雇用人数が前年度の基準日と同数以上で、新規雇用障害者が1年以上継続して雇用されている雇用貢献企業	(5)基準日における常用障害者の人数が前年度の基準日と同数以上で、基準日において10年以上継続して雇用されている障害者がいる雇用貢献企業
年 額	30万円	30万円	15万円	10万円	10万円

備考

- 雇用貢献企業が奨励金の交付を受けるには、基準日の常用障害者雇用人数が前年度と比べ、同数又は上回っていないといけない。
- 障害者雇用納付金の納付対象事業主は、奨励金の交付を受けることができない。
- 表2中(1)～(5)は、同じ年度内において、二重に交付を受けることはできない。
- 表2中(4)は、同一新規雇用障害者につき3回を限度とする。
- 表2中(5)は、1企業につき該年度の1回限りとする。
- 常用障害者雇用人数とは、自社で人事労務管理や業務管理を行っている雇用障害者をいう。

本制度にかかるよくある質問

Q 1 堺市障害者雇用貢献企業の認定申請方法と堺市障害者雇用推進奨励金の交付申請方法について

A 1 問合わせ・申請窓口はどちらも雇用推進課です。

堺市役所 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館7階 電話 072-228-7404

◇「障害者雇用推進奨励金」の交付申請は、障害者雇用貢献企業の認定後に行ってください。

◇中小企業活力強化資金融資の利用についてのお問い合わせ先は、

(公財)堺市産業振興センター 金融支援課(電話 072-255-8484)です。

Q 2 申請書類の入手方法について

A 2 次の二つの方法で入手できます。

(1) 堺市ホームページからのダウンロード(6月2日より)

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyo/diversity/syougaisyakoyoukoukenkigyo/koyokokennintei.html>

(2) 堺市雇用推進課、市政情報センター、各区役所市政情報コーナー等で配布します。

Q 3 継続した取引とは

A 3 概ね年12万円以上の物品(例えば、パンやクッキー、焼き物等)の購買や清掃業務等の発注等

Q 4 常用障害者とは

A 4 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する身体障害者、知的障害者、精神障害者で次のいずれかに該当する方。

(1) 期間の定めがなく雇用されている者

(2) 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者

Q 5 奨励金は何に使っても良いのですか。

A 5 交付申請時に、奨励金の使途は確認させていただきます。各企業における障害者雇用促進のための環境整備や雇用の維持といった目的に沿って活用願います。

Q 6 堺市障害者雇用貢献企業としての認定の有効期限はありますか。

A 6 認定の有効期限は認定日から1年間です。翌年以降に続けて奨励金の交付を受けるためには、再度認定を受ける必要があります。

Q 7 「新規雇用創出企業」として認定の対象となるのは、障害者雇用促進法に規定する特例子会社かその親会社かどちらが対象となりますか。

A 7 親会社が堺市内に本社のある従業員300人以下の企業であれば、親会社が認定の対象になります。親会社の本社が堺市外にある、または親会社が従業員300人超の企業である場合でも、特例子会社が堺市内に本社のある従業員300人以下の企業であれば、その特例子会社が認定の対象になります。また、「新規雇用創出企業」の認定を受けられない場合でも、「障害者雇用促進貢献企業」「障害者就労支援機関連携企業」として認定を受けられる場合もあります。

ただし、障害者雇用促進法に規定する障害者雇用率の特例の認定に係る子会社等について、その親事業主等の雇用する障害者の数が法定雇用障害者数に満たない場合は、認定対象から除外されます。